

保育園入園基準に関する意見書（概要）

【意見提出者】

- 東向島在住
- 現在幼稚園年少に通う第 1 子と 4 月 0 歳児クラスに入所希望の第 2 子を持つ 2 児の母
- 第 1 子は 1 歳児クラスと 2 歳児クラスの約 2 年間、曳舟にある認証保育園に通園し、3 歳児クラスになる H26 年 4 月より葛飾区にある幼稚園の年少クラスに転園
- 平成 27 年度第 2 子の 4 月入所を希望しているが、入園選考基準について疑問点があるので、H28 年度の審査基準を再考する場合の一意見として検討してほしい。

【意見内容】

1) 2 歳または 3 歳児クラスで卒園する児童の調整指数の加点について

問題提起：認証保育園に在園している児童で、園の意向で 2 歳までで退園を求められる、認証保育園に調整指数の加点がないのは不公平に思える。

2) 小規模保育所等（0～2 歳児の保育所）を出たあとの問題

- 曳舟周辺は 2 歳児クラスで終了する保育施設が多く、3 歳児で再び待機児童となる可能性が生じる。
- 0～2 歳児の待機児童が多いため、小学校入学までではなく、限定した年齢だけを保育する施設が増えることももちろん大切だと思うが、その後、その子たちを受け入れる施設がなければ意味がない。新設保育園も来年度以降も確実に増えるとは限らない。
- 一方で、3 歳児になれば、保育園だけでなく幼稚園という選択肢も広がる。我が家の場合、第 1 子は悩んだあげく、延長保育のある葛飾区の幼稚園に通園している。
- 保育園でなく幼稚園へ入れた理由は入園の内定時期が異なるため、保育園の結果を待ってからでは、場合によっては、入園金十数万を捨てることにもなる。
- 幼稚園へ入園せずともいいよう、3 歳児以降も安心して入園できるよう、早急な対策を強く願う。

3) 幼稚園に兄弟のいる加点なしについて

（P.14「調整指数」の 15 および 16）

問題提起：保育園に通う兄弟がいる場合に同じ保育園を希望すると加点されるが、幼稚園に通う兄弟がいる場合は加点にならないのはいかがなものか。

- 保育園でなく幼稚園に兄弟がいる下の子の審査に際しても、加点の対象となるよう検討してほしい。

4) 育児休業終了の加点

(P.14「調整指数」の 22 および 23)

問題提起：育児休業の終了に際して加点がつくが、自営の人より外勤の人を優遇してはいないか。

偏った見方なのかもしれないが、育児休業の取得は自営の人にはあまりなく、公務員や会社員など外勤の人が利用しているシステムのように思える。自営の人には育児休業をとっている余裕があまりない。もう仕事を再開し、親族の協力や仕事のやりくり等でなんとか自営の仕事をしている私には少し疑問である。既に仕事を開始している人への加点も考えてほしい。

5) 外勤と居宅外自営の優先順位

(P.15「優先順位」の 9 番)

問題提起：「保護者の類型が就労である細目の優先順位は 外勤 居宅外自営…の順とする」とあるが、これはケースバイケースのレベルではないか。

12 月、職員の方に理由を聞いたら外勤の方が居宅外自営より一般的に通勤時間が長いからだということだったが、これは個々によって違う話であり、外勤だからとか居宅外自営だからという観点でくくるべきではない。それなら通勤時間の申告をして、その優先順位を 1 時間以上、 30 分以上 1 時間以内、 30 分以内のように明記したほうが公平ではないか。

4) のところでも述べたが、外勤の人が自営より優遇されているように見えてしまう。偏見かもしれないが、むしろ社員・職員が多くいるような職場で働いている方が産休・育児休業の間仕事を代わってくれる社員がいて、人数の少ない自営の人よりも休むことに融通が利くのではないか。

以上